

令和 4 年 11 月 11 日  
国 税 庁

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成 9 年国税庁告示第 5 号）」の一部を改正する告示案等に対する意見募集の結果について

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成 9 年国税庁告示第 5 号）」の一部を改正する告示案等につきましては、令和 4 年 8 月 9 日（火）から 9 月 7 日（水）まで郵送、ファックス、インターネットを通じて意見募集を行ったところ、5 通の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々に厚く御礼申し上げます。

本件につきましては、意見募集後、改正案に一部形式的な誤りが見つかったため、再度、形式的な修正を行った告示案等について意見募集を行う予定です。

## 御意見の受理状況

○郵便等によるもの	0通
○FAXによるもの	0通
○インターネットによるもの	5通
合 計	5通

「酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成9年国税庁告示第5号）」の一部を改正する告示案等に対して提出された御意見及び国税庁の考え方

御意見	御意見に対する国税庁の考え方
<p>本告示は、果実酒、甘味果実酒の内外での規制齟齬を解消するもので業界でも望まれていた改定である。特に EU など海外で使用されていた物品もあり国内製造ワインだけでなく、輸入ワインについても望ましい改定である。今後ともこのような改定を進めて頂きたい。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>改正に賛成です。 新たな添加物を追加していただくことにより製品の品質向上や作業効率を高める等の簡素合理化につながります。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>改正に賛成です。 新たな添加物を追加していただくことにより製品の品質向上や作業効率を高める等の簡素合理化につながります。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>本改正に賛成です。日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）の大枠合意に基づく内容であり、本改正が国内ワイン市場の活性化および日本ワインの新たな市場確保につながる内容と認識しております。今回追加の添加物によって、国内製造ワインの品質向上およびコスト低減が期待できます。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
<p>フェロシアン化カリウムについては追加について不適切と考える。 シアンが含まれた化合物については望ましくないと考える。 なお、タンニンについての記述追加については特に意見は無いが、炭酸水素カリウム及び L-酒石酸カルシウムについての追加は適切なものと思われた。 なお、告示改正案及び通達改正案において、タンニンについての記述及びフェロシアン化カリウム追加についての記述はあるものの、同様に意見募集要領の文書中の改正概要中に</p>	<p>フェロシアン化カリウムのぶどう酒の製造用剤としての安全性については、食品の安全を所掌する厚生労働省から内閣府食品安全委員会に諮問され、食品安全委員会により食品健康影響評価が行われました。その中でシアン化物イオンが生じる可能性も含めて検討された結果、安全性に懸念はないとされ、また、フェロシアン化カリウムが「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない。」と評価されています（令和4年2月24日府食第68号）。また、国税庁は、当該物品の酒類の品質保全上の有効性を確認したことから、</p>

<p>おいて言及のある炭酸水素カリウム及び L-酒石酸カルシウムについての記述が無いように見える。</p> <p>それらについての記述が無いのがミスなのかどうかは不明なのであるが、ミスなのであれば記述を行っておくべきと考える。(ただし、繰り返すが、フェロシアン化カリウムについては追加について不適切と考える。)</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>指定することが適当であると考えておりません。</p> <p>なお、告示改正案及び通達改正案のいずれにおいても、炭酸水素カリウム及び L-酒石酸カルシウムが記述されております。</p>
--	--